

宇佐市家族介護用品支給事業

宇佐市では、重度の介護を必要としている方を在宅で介護されている家族の方に対して、紙おむつなどの介護用品を購入できる引換券（家族介護用品支給証明書）を交付しています。

【対象者】

次の要件にすべて該当する方が対象となります。

- ①宇佐市に住所を有し、実際に居住されている方
 - ②要介護4・5の認定を受けている高齢者を在宅で介護されている方
 - ③市民税非課税世帯の方（世帯全員が非課税であること）
- ※月内に11日間以上、入院やショートステイで自宅にいない月は申請できません。

【支給対象品目】

- ・紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー
- ・毎月1回、1万円まで無料で支給されます。
- ・年間10回までご利用できます。

【手続きについて】

- ・毎月1回、宇佐市役所 介護保険課に申請書を提出してください。
対象となる方には「家族介護用品支給証明書」をお渡ししますので、登録店舗にて買い物をお願いします。

※申請をしても、要件を満たさない場合は支給されません。



お問合せ先

宇佐市役所 介護保険課 高齢者支援係
電話：0978-27-8150